

原子力規制検査における事業者からの意見聴取について

令和2年10月7日
原子力規制庁

1. 趣旨

令和2年9月9日の第23回原子力規制委員会において、原子力施設等におけるトピックスとして関西電力大飯発電所3号機で見られた配管のひびを情報共有した際、検査での公開会合の活用などの考え方を検討するように指示があった。これを受け、原子力規制検査の一環として、公開会合を行うこととする。

併せて、事業者からの要望を踏まえ、検査結果の報告書に係る事業者からの意見聴取プロセスを改善することとする。

2. 公開会合の実施

原子力規制検査については、「原子力規制検査等実施要領」等に基づき、検査結果及び検査指摘事項の重要度・深刻度評価を原子力規制委員会に報告する等の手続を定め、その中で事業者からの意見聴取に関しても定めているが、その他の検査気付き事項については特段の定めはなく、検査活動における事業者との日常的なコミュニケーションの中で事業者の意見を聞くなどにとまっている。(参考1、参考2参照)

このため、別紙のとおり、必要に応じて、検査気付き事項についての事実確認等を行うため、事業者の参加を求め公開の会合を開催することとする。

3. 検査結果の報告書に対する事業者からの意見聴取プロセスの改善

「原子力規制検査等実施要領」においては、四半期毎に取りまとめる原子力規制検査報告書については、その案を事業者に開示して「事実誤認等に関する意見等の陳述を希望する場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）又は書面にて意見を聴取する」とされているが、この手続きをとるべき範囲（白以上の検査指摘事項がない場合を含めるか否か等）が同要領では不明確であった。また、本年8月27日に開催した「第1回検査制度に関する意見交換会合」において事業者から、報告書に記載される検査結果や検査指摘事項について「事業者意見の提出も可能な運用とするなど、コミュニケーションが図れるようにしていただきたい。」との要望が出された。

これを受け、今後は、各四半期終了後3～4週間を目途に報告書案を作成し、原子力規制部検査グループにおいてこれらを公開し、事業者が意見等の陳述を希望する場合には、基本的には書面にて意見を聴取し、当該意見等とともに検査結果を原子力規制委員会に報告することとする。

また、上記の改善については、今後の運用実績を踏まえ、年度内を目途に「原子力規制検査等実施要領」や他のガイド類に反映することとする。

(別紙)

原子力規制検査のための公開会合について

令和2年10月7日

原子力規制庁

1. 原子力規制検査における検査気付き事項についての事実確認を行うためその他原子力規制検査の適切な実施のため必要があると認める場合には、「原子力規制検査等実施要領」に定めるところによるほか、事業者の参加を求めて、公開の会合を開催する。必要性が認められる場合の類型を例示すると、概ね次のとおりである。

- ① 原子力安全に相当程度の影響※が懸念され、過去に類例がない・乏しいなどの理由により、通常の検査活動では事実確認等の実施が困難で、専門的知見を有する原子力規制庁職員等が参画して事実確認等を実施する必要がある場合

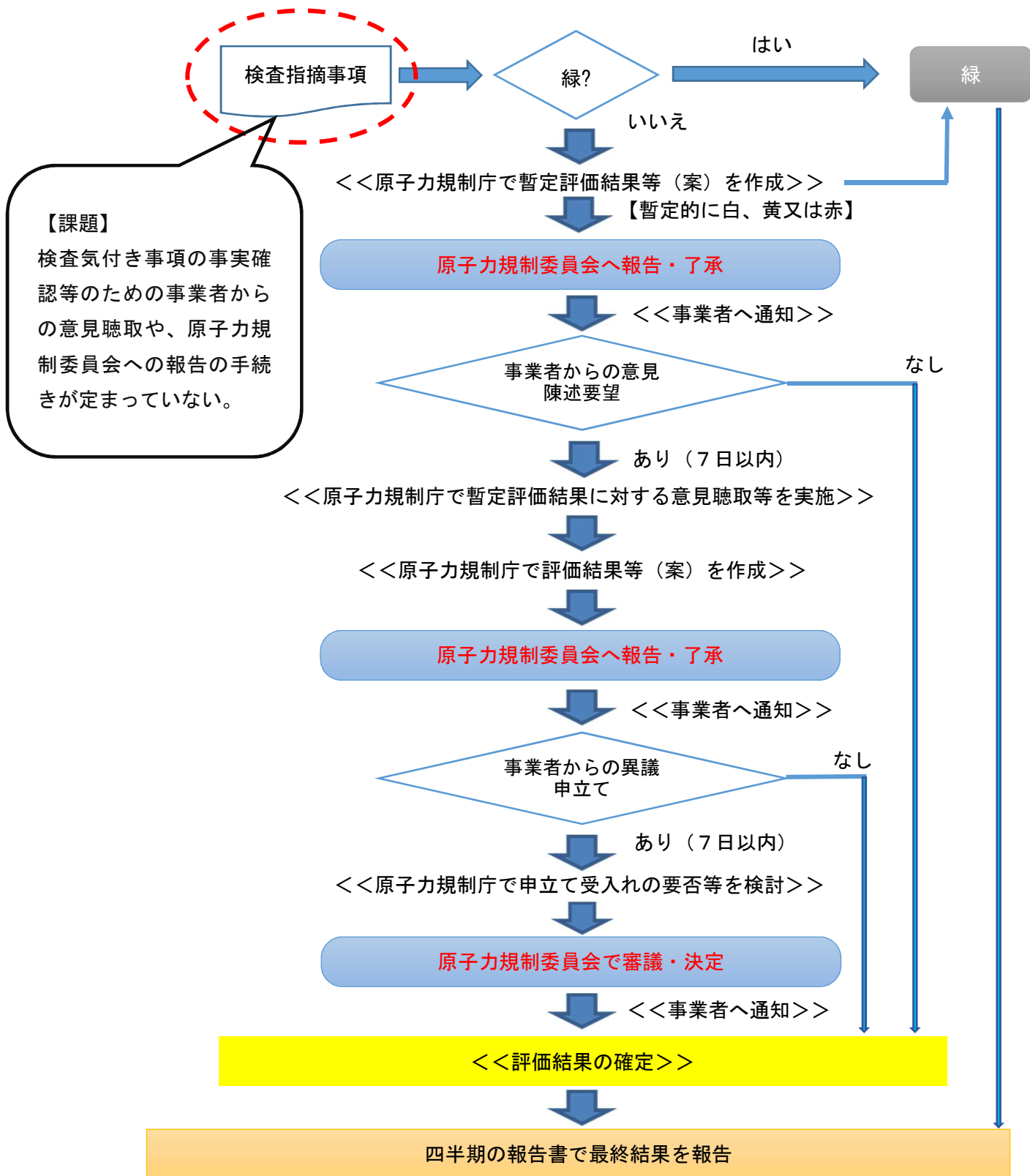
※「原子力安全に相当程度の影響」とは、「原子力規制検査等実施要領」の表5-1及び表5-2にある「安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準」を目安とする。

- ② データ改ざん、事故・トラブル隠蔽など原子力安全に係る故意の不適切行為が行われていたことが疑われる場合

2. 1. の必要があるか否かの判断は、検査監督総括課長が行う。
3. 1. の必要があると認める場合には、公開の会合の前後を問わず、適切な時点において、原子力規制委員会に報告するものとする。
4. 公開の会合の参加者その他の会合の実施方法は、審査のための公開の会合に準じるものとする。

(参考 1)

検査指摘事項に対する重要度決定プロセス 【実用発電用原子炉の場合】



(参考2)

○ 検査指摘事項における安全重要度評価について

原子力規制検査によって確認された検査指摘事項について、規制関与の程度を判断するために、監視領域ごとに重要度の評価を行うが、重要度は、実用発電用原子炉では表1-1に示すとおり4段階（緑、白、黄、赤）に、核燃料施設等では表1-2に示すとおり2段階（追加対応なし、追加対応あり）に分類を行う。

表1-1 検査指摘事項の重要度の分類（実用発電用原子炉）

緑	安全確保の機能又は性能への影響があるが限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準 （安全実績指標については、安全確保の機能又は性能に影響のない場合も含む。）
白	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
黄	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
赤	安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

表1-2 検査指摘事項の重要度の分類（核燃料施設等）

指摘事項 （追加対応なし）	安全確保の機能又は性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善すべき水準 （安全実績指標については、安全確保の機能又は性能に影響のない場合も含む。）
指摘事項 （追加対応あり）	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
	安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

出典：原子力規制検査等実施要領

○ 深刻度レベルの評価について

原子力規制検査によって特定された検査指摘事項等について、その安全重要度に加え、

- ① 原子力安全又は核物質防護に実質的な影響を及ぼすものであったか
- ② 原子力規制委員会の規制活動に対する影響を与えたか
- ③ 意図的な不正行為があったか

の3つの視点から、表2に示すとおり5段階（SL I、SL II、SL III、SL IV、軽微）に分類して評価を行う。

表2 検査指摘事項等の深刻度レベルの分類

SL I	原子力安全上又は核物質防護上重大な事態をもたらしたものの、又はそうした事態になり得たもの
SL II	原子力安全上又は核物質防護上重要な事態をもたらしたものの、又はそうした事態になり得たもの
SL III	原子力安全上又は核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらしたものの、又はそうした事態になり得たもの
SL IV	原子力安全上又は核物質防護上の影響が限定的であるものの、又はそうした状況になり得たもの
軽微	原子力安全上又は核物質防護上の影響が極めて限定的なものの、又はそうした状況になり得たもの

出典：原子力規制検査における規制対応措置に関するガイド